

社会福祉施設等への応援職員派遣支援事業

- 1 対象期間 令和2年3月17日（火）～令和2年3月31日（火）
- 2 対象施設 第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業を行う県内の社会福祉施設
- 3 支給対象 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、小学校等の臨時休業や県内の社会福祉施設等で働く介護職員等が新型コロナウイルス感染症に感染等することにより、県内社会福祉施設等で働く介護職員等の出勤が困難となり、職員が不足する県内社会福祉施設等に他の県内社会福祉施設等から応援職員が派遣された場合に、その派遣旅費（自宅から派遣先施設又は派遣元施設から派遣先施設までの往復旅費）を支給。
- 4 支給額 予算の範囲内で山口県の旅費規程に基づく額
- 5 支給先 派遣元施設の指定口座へ振込
- 6 提出物 様式1 旅費請求書（派遣元施設長の押印をお願いします。）
様式2 委任状・口座振替申出書
※派遣元施設においては応援職員の出張等を証明するもの（出張命令等）を5年間保存願います。
- 7 提出締切 令和2年4月3日（金）必着
- 8 提出先 山口県厚政課地域保健福祉班（〒753-8501 山口市滝町1-1）